第二十六条の四　第二十六条の二第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項に規定する併給年金（退職共済年金及び地方公務員等共済組合法の規定による退職共済年金に限る。）について、共済法第七十九条第六項若しくは第七項又は地方公務員等共済組合法第八十一条第七項若しくは第八項の規定（以下「加給支給停止規定」と総称する。）が適用される場合にあつては、加給支給停止規定を適用した後に当該併給年金として支給を受けることとなる額を退職共済年金又は同法の規定による退職共済年金の額とみなして第二十六条の二第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項から第三項まで及び前条の規定を適用する。

（同順位者が二人以上ある場合における遺族共済年金の額の特例）

第二十六条の五　第二十六条の二第一項に規定する遺族共済年金について共済法第四十四条の規定が適用される場合における当該遺族共済年金の額は、第二十六条の二の規定にかかわらず、共済法第四十三条の規定により給付を受けるべき遺族ごとに第二十六条の二第一項から第三項までの規定を適用することとしたならば算定されることとなる遺族共済年金の額に相当する金額を、それぞれ当該遺族の人数で除して得た金額の合計額とする。この場合において、同条第一項中「同じ。）の額」とあるのは「同じ。）の額を共済法第四十三条の規定により給付を受けるべき遺族の人数で除して得た金額」と、同条第三項中「控除後の遺族共済年金の額」とあるのは「控除後の遺族共済年金の額を共済法第四十三条の規定により給付を受けるべき遺族の人数で除して得た金額」と、「をもつて」とあるのは「に当該遺族の人数を乗じて得た額をもつて」とする。

2　前項に規定する場合において、共済法第四十三条の規定により給付を受けるべき遺族の人数に増減を生じたときは、遺族共済年金の額を改定する。

（追加費用対象期間を有する者で控除期間等の期間を有するものに係る遺族共済年金の額の特例）

第二十六条の六　控除期間等の期間を有する者（組合員期間が二百四十月を超えるものに限る。）の遺族に対する第二十六条の二の規定の適用については、同条第一項中「追加費用対象期間の月数」とあるのは、「追加費用対象期間の月数から控除期間等の期間の月数を控除した月数」とする。

（昭和六十年改正法等の規定により退職共済年金及び遺族共済年金の支給を併せて受ける場合における年金の額の特例）

第二十六条の七　昭和六十年改正法附則第十一条第五項の規定により退職年金とみなされた退職共済年金又は昭和六十年地方の改正法附則第十条第五項の規定により昭和六十年改正前の地方共済法の規定による退職年金とみなされた地方公務員等共済組合法の規定による退職共済年金の受給権者が昭和六十年改正法附則第十一条第四項又は昭和六十年地方の改正法附則第十条第四項の規定により遺族共済年金又は地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金の支給を併せて受けることができる場合における第十六条の五の規定により読み替えて適用する昭和六十年改正法附則第二十一条第二項中「額（国民年金法の規定による老齢基礎年金又は」とあるのは「額の二分の一に相当する額（国民年金法の規定による老齢基礎年金又は」と、「併給年金」という。）の額（旧共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（第四項において「昭和六十年改正前の地方共済法」という。）の規定による退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額」と、「相当する額」とあるのは「退職共済年金の額と併給年金の額（旧共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は昭和六十年改正前の地方共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額）と、「相当する額」とあるのは「相当する額に二を乗じて得た額」と、第十六条の六第一項中「控除後退職共済年金額」という。）とあるのは「控除後退職共済年金額」という。）の二分の一に相当する額」と、「適用後の併給年金の額」とあるのは「適用後の併給年金の額（旧共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は昭和六十年改正前の地方共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつては、その額の二分の一に相当する額）と、「控除後年金総額を」とあるのは「控除後年金総額を」とあるのは「適用後の併給年金の額と年金額控除規定の適用後の併給年金の額との合計額を」とする。

第二十六条の八　国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）附則第十八条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第五条の規定による改正前の共済法第七十四条の二の規定又は地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号）附則第十七条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第四条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第七十六条の二の規定により退職共済年金又は地方公務員等共済組合法の規定による退職共済年金の受給権者が遺族共済年金又は同法の規定による遺族共済年金の支給を併せて受けることができる場合における第十六条の五の規定により読み替えて適用する昭和六十年改正法附則第二十一条の規定並びに第十六条の六の規定、第二十六条の二第五項の規定により読み替えて適用する昭和六十年改正法附則第二十一条第二項中「額（国民年金法の規定による老齢基礎年金又は」とあるのは「併給年金」という。）の額（遺族共済年金又は地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金にあつてはその額の三分の二に相当する額とする。）と、同条第四項中「退職共済年金の額と併給年金の額」とあるのは「退職共済年金の額の二分の一に相当する額と併給年金の額（遺族共済年金又は地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金にあつてはその額の三分の二に相当する額とし、旧共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は昭和六十年改正前の地方共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつてはその額の二分の一に相当する額とする。）」と、「相当する額」とあるのは「相当する額に二を乗じて得た額」と、第十六条の六第一項中「控除後退職共済年金額」という。）とあるのは「控除後退職共済年金額」という。）の二分の一に相当する額」と、「適用後の併給年金の額」とあるのは「適用後の併給年金の額（遺族共済年金又は地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金にあつてはその額の三分の二に相当する額とし、旧共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金又は昭和六十年改正前の地方共済法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金にあつてはその額の二分の一に相当